

令和5年度開催第38回草津市景観審議会 議事要旨

■日時：

令和5年12月26日（火）10時00分～11時40分

■場所

草津市役所4階 行政委員会室

■出席委員：

秋山委員（会長）、壽崎委員、上田委員、大西委員、関根委員、立石委員、
内記委員、福山委員、森川委員

■欠席委員：

奥村委員、黒澤委員、千葉委員、西尾委員、村上委員、横江委員

■事務局：

草津市都市計画部 一浦部長
都市計画課 西田課長、高橋係長、長谷川主査

■傍聴者：なし

■会議に付した事項：

- 議事1 市民アンケート調査の結果について
- 議事2 草津市景観計画改定方針について（案）

1. 開会

【一浦部長】 <開会あいさつ>

2. 審議会の公開・非公開について

当審議会の公開、非公開の取り扱いについて、事務局より説明。

草津市景観審議会は、草津市景観審議会の運営に関する事務処理要領第3条第1項に基づき、原則公開となっているが、同条に定める非公開事由に該当する場合は、会長が会議に諮り、非公開とすることができることとなっている。

会長より、当議事内容については非公開にする事由はなく、審議経過の透明性を確保する

という観点からも当審議会を公開にすべきと提案があり、委員一同了承。当審議会は公開で行うこととされた。

3. 議事概要

主な意見および質疑は以下のとおり。

報告案件 1 市民アンケート調査の結果について

【事務局】

＜資料について説明＞

【会長】

草津川跡地整備について、市民の関心が非常に高く、10 年間の変化で景観が良くなったという回答が多くあり、成功したと言えると思う。

【E 委員】

回答率が 31.9%あり、信憑性のある結果になったと思う。

居住歴では、草津市外で生まれ、草津市を選んで来ていただいた方の意識の高さが出ているように感じる。居住形態も一戸建ての方が多く、草津市に住み続ける意思が非常に強い方が多いのでは。

景観についての認知度が低いため、広報や SNS など景観に対する市民の意識を高められるよう啓発活動が必要。

【H 委員】

アンケートを全体的に見て、自分の生活に近いゴミや河川の状況に目がいくと思う。「景観」というものの概念として、審議会で議論しているような広告物や建築物の景観が繋がっていないように感じた。

良好な景観づくりのために必要な取り組みを選ぶ設問では、「17. 魅力ある夜間景観の演出」という項目があり、この項目のみ「魅力ある」とついているため、誘導的な感じがする。

【B 委員】

びわこ東海道景観協議会において、大津市と共同で東海道沿道と県道 18 号の看板の規制を検討しているが、検討にあたっては LINE を活用したアンケート調査を行っている。そのアンケート調査ではそれなりに回答数があり、市民の方が看板に興味がないわけではない。このアンケートでは、全体的に看板や建物の色彩等の選択が少なく、自然景観の選択が多かったが、それぞれ個別に聞くとそれなりの回答があるだろう。

【G 委員】

このアンケート結果から、条例施行前の 10 年前と比べると、看板に対する景観については一定効果があったのではないか。また、草津駅・南草津駅のにぎわいが少ないという結果も出ているが、にぎわいを創出するために私もできることを力を出して頑張りたいと思う。

【I 委員】

居住歴や居住形態別の分析が必要だと思う。草津市外から転入してきた方が今の草津の景観をどう評価しているのか、今後どう取り組んでいくのかということが知りたい。また、居住形態では、マンションの方の景観づくりへの関心が分析できれば、どう働きかけていくかがわかるのでは。

【事務局】

分析については委託会社に委託しているが、集合住宅の方の回答までは分析できていない。ただ、居住形態で景観への意識が違う部分があると思うので、居住形態別のクロス集計を行い、審議会に共有させていただく。

【G 委員】

アンケート結果は回答者に配布するのか。

【事務局】

無記名のアンケート調査であり、回答者の特定ができないため、ホームページに掲載する。また、来年度に広報くさつへの掲載も検討している。

協議案件2 草津市景観計画改定方針について（案）

【事務局】

<資料について説明>

【G 委員】

プロジェクションマッピングやデジタルサイネージについて、「滋賀県の動向を把握し、足並みをそろえながら規制誘導を図っていく必要があることを記載する」とあるが、現状、設置や相談等が増えている。滋賀県が規制するのを待つのではなく、草津市が先に進めていく方がいいのではないかな。

【事務局】

草津市も駅前にデジタルサイネージが増えてきている。景観計画の中でも方針を示していくが、前回の景観審議会でも諮らせていただいたとおり、同時並行で屋外広告物条例等での規制を検討する。

【F 委員】

重点地区を増やす可能性があるとのことだが、具体的な場所等は景観審議会に諮って決めるのか。

【事務局】

重点地区については、来年度以降、景観審議会でご意見をいただきながら検討する予定である。

【I 委員】

「景観づくりにおける市民の意識醸成の方法」に関心がある。コミュニティ意識が低下している中で、景観に対する市民の意識醸成が非常に重要である。滋賀県の「琵琶湖一斉清掃の日」の取り組みは大変すばらしい。例えば「草津景観の日」を定めるなど、滋賀県の取り組みを参考に検討しても良いと思う。また、以前、良好な景観を形成するモデルとなる看板や建物の外観を選出してパンフレットを作成していたが、こういう取り組みも啓発活動としては大事である。

【会長】

今後のスケジュールを説明してほしい。

【事務局】

本日の景観審議会での意見を踏まえて、年明けの専門部会で景観計画改定方針の専門部会案を作成する。その後、今年度中に景観審議会を開催して景観計画改定方針案を固め、議会報告等を経て改定方針を決定する。

【C 委員】

「市民の話し合いの場」とあるが、例えば町内会長のような組織の代表者が市と話し合うイメージになる。市民の生の声が届けられるようなツールを考える必要があると思う。

【B 委員】

自治会以外の単位が必要。自治会は世帯単位であり、個人の声は拾えないのではないかな。

【E 委員】

草津市に転入してきた方は草津市を選んできているので、その方の意見こそしっかり取り入れていかなければ、これから先の草津市は厳しくなると思う。

4. 開会
